付表

フィネガヤン地区における単身の下士官用の隊舎二棟の建設事業
二億二千七百三十六万合衆国ドル（二二七、三六〇、〇〇〇ドル）
設計事業（フィネガヤン地区における診療所及びテニアンにおける訓練場）
八百四十四万合衆国ドル（八、四四〇、〇〇〇ドル）

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、閣下の書簡に述べられた提案がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであること並びに閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることをアメリカ合衆国政府に代わって確認する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年七月二十八日に東京で

アメリカ合衆国臨時代理大使
ジェイソン・Ｐ・ハイランド

日本国外務大臣　岸田文雄閣下

○厚生労働省告示第二百七十二号

港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第二十八条第三項の港湾労働者雇用安定センターである一般財団法人港湾労働安定協会から、平成二十九年八月一日をもってその事務所の所在地を変更する旨の届出等があったので、同法第二十八条第五項の規定に基づき、平成元年労働省告示第三号（港湾労働法第十二条第一項の規定に基づき同法第十四条に規定する業務を行う法人を指定した件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
港湾労働法第二十八条第一項の規定に基づき同法第三十条に規定する業務を行う法人を指定した件	港湾労働法第十二条第一項の規定に基づき同法第十四条に規定する業務を行う法人を指定した件
一～四　（略）	一～四　（略）
五　神戸	五　神戸
㈠　名称　一般財団法人　港湾労働安定協会	㈠　名称　一般財団法人　港湾労働安定協会
㈡　住所　東京都港区新橋六丁目十一番十号	㈡　住所　東京都港区新橋六丁目十一番十号
㈢　事務所の所在地　兵庫県神戸市中央区新港町五番二号	㈢　事務所の所在地　兵庫県神戸市中央区波止場町六番十四号
六　関門	六　関門
㈠　名称　一般財団法人　港湾労働安定協会	㈠　名称　一般財団法人　港湾労働安定協会
㈡　住所　東京都港区新橋六丁目十一番十号	㈡　住所　東京都港区新橋六丁目十一番十号
㈢　事務所の所在地　福岡県北九州市門司区本町一番五号	㈢　事務所の所在地　福岡県北九州市門司区港町九番十一号

○厚生労働省告示第二百七十四号

港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第二十八条第三項の港湾労働者雇用安定センターである一般財団法人港湾労働安定協会から、平成二十九年八月一日をもってその事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同法第三十一条第三項の規定に基づき、平成十二年労働省告示第百八号（港湾労働法第三十一条第二項の規定による届出があった件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

表中「兵庫県神戸市中央区波止場町六番十四号」を「兵庫県神戸市中央区新港町五番二号」に、「福岡県北九州市門司区港町九番十一号」を「福岡県北九州市門司区本町一番五号」に改める。

○農林水産省
環境省告示第四号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十九年七月二十八日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十九年八月九日

農林水産大臣　齋藤　健
環境大臣　中川　雅治

承認番号　17―46Ｐ―0012

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	バイエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役社長　ハーラルト・プリンツ 東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	除草剤グルホシネート耐性及び雄性不稔セイヨウナタネ（改変*bar*，改変*barnase*，*barstar*，*Brassica napus* L.）（MS11，OECD UI：BCS―BN0―12―7）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所在地：茨城県筑西市向上野1500番地41 名称：バイエルクロップサイエンス株式会社 明野事業所　隔離ほ場 使用期間：承認日から平成32年３月31日まで １　隔離ほ場の施設 (1)　部外者の立入りを防止するため、隔離ほ場を取り囲むようにフェンスを設置している。 (2)　隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を明示した標識を見やすい所に掲げている。 (3)　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等に付着した土、本遺伝子組換えセイヨウナタネの種子等を洗浄によって除去するための洗い場を設置していることともに、当該セイヨウナタネの隔離ほ場の外への流出を防止するための設備を排水系統に設置している。 (4)　隔離ほ場周辺には、防風林及び防風網を設置している。また、栽培試験期間中の播種期及び収穫期には栽培実験区画を覆うように防鳥網を設置し、野鳥等の食害による遺伝子組換え種子の拡散を防止する。